

保護者各位

佐賀市立嘉瀬小学校における「いじめ防止基本方針」（要約版）

1 いじめに対する基本的な考え方

（１） いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある他の児童生徒」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校や学級・部活動の者、当該児童が関わっている仲間やグループなど、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、直接的に関わるものだけでなく、インターネット、SNS等を含み、「仲間はずし」や「集団による無視」など、心理的な圧迫で相手に苦痛を与えるものも含む。身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、物品を隠されたりすることを指す。

（２） いじめに対する基本的な考え方～『嘉瀬小 いじめ0（ゼロ）』

「いじめは絶対に許さない」という基本的な考えに立ち、「いじめは、どの子どもにも、いつ、どこでも起こりうるものである」という危機意識をもち、子どもの微妙な変化、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全員で共有する。

2 いじめの未然防止の取組～子ども居場所づくりと絆づくり～

子どもたちの関わりを大切にし、人権・同和教育、特別な教科 道徳（以後道徳と表記）や命の教育、様々な体験活動などを通して、豊かな心の醸成を図る。

学校・児童に関わること	家庭・保護者との連携に関わること
○仲間作りを中心とした学級づくりの充実 ○周りにはいろいろな考えや価値観をもっている人がいることを理解し、認め合う。 ○分かりやすい授業を行い、少人数等での認め合い活動を取り入れ、自己肯定感を高める。	○会話を通し家庭での居場所づくりを行う。 ○基本的な生活習慣や家庭での約束・ルールを厳守させ、「我が儘は許さない」という姿勢で対峙する。 ○家庭での学習習慣づくりに取組み、学習の基礎・基本を確実に身につける。

3 いじめの早期発見の取組

1（2）の基本的な考え方・認識に立ち、教師・保護者が、児童の微妙な変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるとともに、「いじめ・命を考える日」のアンケートの実施と合わせ、いじめの早期発見・早期解決に努める。

4 いじめ事案への対応～いじめの覚知後、認知後の対応～

いじめ事案を覚知した時は、校内対策委員会を設置し、事実確認と今後の対応について協議し確認する。また、家庭・保護者との連携を、より密に行い、2次被害防止に努める。

- ① いじめの疑いがある事案を把握した時は、速やかに管理職に報告し、いじめ事実の有無を確認するために、以下のことを留意し調査を行う。

ア、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。なお、状況及び事実確認は、被害児童、保護者からの聞き取り、アンケート等を実施し適切に行う。なお聞き取りは複数で行う。

イ、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの早期解決にあたる。

- ② 校内対策委員会は、「いじめの定義」「いじめの認知に関する考え方について」に照らし、聞き取ったことや確認したことなどを総合的に検討して、いじめ認知の判断を行う。なお、最終判断は校長（管理職）が行う。
- ③ いじめと認知した場合は、いじめに係る拡大委員会を設置し、いじめの早期解決に向け、地域、PTAと学校が連携し一致団結して問題の解決にあたる。
- ④ いじめと認知した事案については、聴取した情報や事実を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有し、いじめを受けた児童・保護者への支援といじめに関わった児童とその保護者への助言を継続的に行い、いじめの解消、再発防止に向け、継続的なケアと指導を行う。
- ⑤ 学校は、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、被害児童を守り、立ち直りを図る。校内での見守り体制を強化し、被害が継続しない体制作りを行う。
- ⑥ 学校は、いじめ解消、再発防止に向け、全校朝会、人権集会でいじめは絶対に許さないという姿勢を示すとともに、お互いを思いやり、生命や人権を大切にしよう指導を行う。

5 ネットいじめに対する対応～ネットいじめの未然防止に向けて～

インターネットやSNS等を利用し、特定の児童に対する誹謗・中傷が行われるなど、ネット上でのいじめが深刻化している。学校と家庭が連携し、情報モラルの指導を徹底し、未然防止に取り組む。

(1) 携帯電話、スマートフォン等の所持について

佐賀市の生徒指導方針に基づき、嘉瀬小学校児童においては、必要のない携帯電話・スマートフォン等について安易な気持ちで与えないように保護者への理解と協力をお願いする。なお、家庭の事情により、所持させられる場合は、保護者の責任において、利用の把握、日々約束・ルールの確認を行い、モラルに則った安心・安全な利用を徹底するようお願いをする。

(2) 情報モラルの指導

ア、ネットいじめ、トラブルを予防するために、ネットの影の部分に視点を当て、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルの指導を行っていく。

イ、相手を思いやる気持ちの大切さについて、人権・同和教育の視点から、命、人権侵害について指導を行い、ネットでの見えない相手、言葉の重みについて1人1人が考える指導を行う。

(3) 家庭・保護者との連携

ア、授業参観において、命を考える授業を公開し、親子で命の大切さについて考える機会を持つ。

イ、ネット問題について学級懇談会等で話題として取り上げ、学校と家庭が同じ認識で連携し指導を行う。

6 重大事態への対応

(1) いじめにより「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合。

- ア 児童が自殺を企図した場合 イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 重大事態が発生した場合は、直ちに、学校設置者である佐賀市教育委員会に報告し、学校は、調査主体についての佐賀市教育委員会による判断を受け、対応を図る。

7 職員研修

全教職員が一致協力した体制をつくり、『嘉瀬小 いじめ0（ゼロ）』に向けた取組・研修を行う。

(1) 毎月、教育相談・生徒指導に係る協議、研修を行い、お互いの情報を共有し指導に生かす。

(2) 「いじめ・命を考える日」のアンケートの記載内容については、校長が担任から報告を受け、対応する。記載内容は全職員で回覧し、事案を共有し指導に生かす。

8 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの点検については、毎月、児童・保護者にアンケートを実施し、取組みの点検を行う。

(2) 学校評価の項目に、いじめの問題への対応を掲げ、保護者から評価をいただき、改善を図る。